

一般社団法人 デジタルトランスフォーメーション研究機構

会員規約

第1条 総則

一般社団法人 デジタルトランスフォーメーション研究機構(以下「本会」という。)の会員は、データ駆動型社会の実現のため、デジタルトランスフォーメーションに関わる教育・研究を推進し、産業界・社会における数理・データサイエンスに関わる実践的課題解決力の向上と人材の育成を図ることを目的とする。会員は、以下の規約に全て同意したものとみなす。

第2条 会員

1. 会員は、デジタルトランスフォーメーションに関わる教育・研究、および各種事業に取り組む企業、団体、大学や個人とする。
2. 会員の種別は次の通りとする。尚、本項でいう「すべての会員活動」とは本会が実施する各種セミナー、講習会、交流会、および技術相談、共同研究、人材育成等の個別プログラムを指すものとする。
 - 1)法人正会員S 社員として社員総会に出席し、本会の意思決定に参加する会員。すべての会員活動に参加可能。さらに、セミナー、講習会等の本会の事業を当法人と共同で実施可能。
 - 2)法人正会員A 社員として社員総会に出席し、本会機構の意思決定に参加する会員。すべての会員活動に参加可能。
 - 3)法人正会員B すべての会員活動に参加可能。
 - 4)法人正会員C 各種セミナー、講習会、交流会等に参加可能。技術相談、共同研究、人材育成等の個別プログラムには参加不可。
 - 5)賛助会員 本会の活動を資金的に支援する会員。
 - 6)個人正会員 各種セミナー、講習会、交流会等に参加可能。
 - 7)学生会員 交流会に参加可能。
3. 会員は、本規約及び本会の決議事項を遵守しなければならない。

第3条 会費

会費は年間会費とし、会計年度の始まる日までに納入しなければならない。但し、新規入会時に関してはこの限りでない。年度途中の入会者であっても1年分を支払うものとし、年度途中で会員がその資格を喪失しても既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

- 1)法人正会員S 150万円/年
- 2)法人正会員A 100万円/年
- 3)法人正会員B 50万円/年
- 4)法人正会員C 10万円/年
- 5)賛助会員 10万円/年

- | | |
|---------|-------|
| 6)個人正会員 | 1万円／年 |
| 7)学生会員 | 無料 |

第4条 入会

1. 会員は、原則、国内の企業、団体等とし、入会に際しては社員総会の決議を得るものとする。但し、国外の企業、団体等の場合は、入会申込書の受理に先立って、社員総会にて審議する。
2. 入会を希望する者は、当会所定の様式による入会申込書を代表理事に提出する。
3. 入会を希望する者は、入会申込み後、社員総会による承認までの間は、代表理事の承認を得て、「仮会員」として本会の活動に出席・傍聴できる。
4. 法人正会員A、BあるいはCは、入会后、年度途中でも社員総会の承認を得た上で差額を支払うことにより、法人正会員S、AあるいはBへの移行は可能とする。
5. 会員は、暴力団の構成員又は準構成員その他反社会的勢力の関係者並びにこれらと密接な関係を有するものでないことを確認する。

第5条 秘密保持

1. 会員は、本会若しくは他の会員から開示・提供を受けた秘密情報につき、厳にその秘密を保持し、事前に開示者からの文書による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩してはならない。尚、秘密情報とは本会の活動を遂行するにあたり、開示者から書面、サンプル、記録媒体等の有形の状態が開示・提供を受け、かつ、秘密である旨の表示を付された情報及び資料をいう。口頭等の無形の状態が開示・提供された情報については、開示・提供の際に秘密である旨を明確にし、開示日を含む30日以内に、当該情報が秘密情報である旨を記載した書面を被開示者に送付した場合に、秘密情報とみなされるものとする。ただし、次のものについては秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示・提供を受ける前に公知となっていたもの。
 - (2) 開示・提供を受けた後、被開示者の責によらずに公知となったもの。
 - (3) 開示・提供を受けた際、既に被開示者自ら所有していたことを立証し得るもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに合法的に入手したもの。
 - (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。
2. 被開示者が官公庁の法的拘束力のある要求または法令に基づき、秘密情報の開示を強制される場合は、前項は適用されない。被開示者が本項に基づき秘密情報を開示しようとするときは、開示前に開示者に通告し、必要最小限の範囲でこれを開示するよう努めるものとし、緊急時等開示前の通告が困難な場合には、開示後速やかに通告するものとする。
3. 会員は、秘密情報を本活動に携わる必要がある自己の役員・従業員・職員にのみ開示できるものとし、本条の内容を周知徹底の上、これを遵守させ、当該開示先の行為について一切の責任を負うものとする。また会員は、開示者から開示された秘密情報を、事前に開示者の文書による承諾を得ることなく、本会における活動の目的以外に使用しないものとする。

第6条 退会・除名

1. 会員が死亡又は解散した時は、本会を退会するものとする。その他の事由により退会する場合は、1 か月前までに本会所定の書面により申し出なければならない。尚、会員が退会する場合は、別途取り交わす秘密保持契約に基づく協議を終えなければならない。
2. 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の特別決議によって会員を除名することができる。
 - 1) 本規約その他規則に違反したとき
 - 2) 会費が半年以上納入されなかったとき
 - 3) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - 4) 会員の立場を利用し本会の信用を著しく害したとき
 - 5) 実証事業の推進を妨げたとき
 - 6) その他、除名すべき正当な事由があるとき

第7条 事業年度

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

本規約は本会設立の日から施行する。

以 上

一般社団法人 デジタルトランスフォーメーション研究機構
代表理事 齋藤 政彦